

石信保事 第12号  
令和4年10月5日

金融機関 各位

石川県信用保証協会  
(公印省略)

顧客情報記載文書の発信方法の変更、  
「保証申込空枠および保証料率区分照会書」、「つなぎ融資承認願」の  
信用保証協会様式の変更について

時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の顧客情報記載文書は、手渡し、郵便、FAX などの手段を用いて発信しておりましたが、今後は顧客情報保護の観点から、原則として FAX を使用しないことに変更いたします。

今後、顧客情報記載文書の発信は、リスクの度合いを考慮し、状況に応じて、  
(1) Teams (現在は北國銀行のみ)、(2) 手渡し、(3) 郵便 (金融機関内メールを含む)、(4) 電子メールのいずれかの手段を用いることとします。

例外として、

- ① 当協会所定様式 (保証申込空枠および保証料率区分照会書・つなぎ融資承認願) を使用する場合であって、かつ顧客情報記載箇所を目かくしする場合は、FAX を可能とします。
- ② 緊急性があり、かつ (1) ~ (4) の手段が不可能な場合は、FAX を可能とします。

なお、上記例外①については、新たに「照合番号」(任意の番号) を記入のうえ照会 (承認願) を行うこととなります。また、標記照会 (承認願) に対する回答は、顧客情報を目かくししたうえ従来通り FAX で行います。

よって、今後は、「照合番号」と「照会日」でもって、お客様を識別することとなりますのでご留意ください。

つきましては、別添のとおり「照合番号」を記載した書式に変更を行いますので、貴下各営業店にご周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更書式: 「保証申込空枠および保証料率区分照会書」、「つなぎ融資承認願」
2. 変更日: 令和4年10月17日 (月)
3. 変更方法: 変更日に、当協会のHPに掲載します。 以上

(お問合せ先)

事業部: 辰島、屋敷、山本  
TEL: 076-222-1522